

市営住宅使用料の減免制度について

1 減免制度の現状と検討の背景

市営住宅使用料の減免は、失業や病気、災害等による支払い能力の著しい低下など特別の事情があり家賃負担が困難な場合、申請に基づき行っています。

国からの減免制度に対する補助金が R5年度より廃止となることから、公営住宅と民間賃貸住宅との家賃の差額や、他市の状況などを考慮し見直しに向けた検討をすることとしました。

2 検討の結果(概要)

1)家賃の公平性、減免の効果

①市営住宅入居者の家賃負担割合は、民営借家と概ね同程度の 12.8%

R3	全国平均(%)		市営住宅入居者(%)
	公営借家	民営借家	
家賃負担率	10.2	12.5	12.8

※全国平均値は国土交通省公表「令和4年度住宅経済関連データ」

②減免対象となる収入分位1の家賃負担割合は、減免前 11.7%⇒減免後 10.0%

減免後の家賃負担割合は、概ね減免割合に応じた傾斜負担となっている

	件数	平均世帯月収(円)	家賃負担割合(%)	
			減免前	減免後
9割減免	13	42,631	42.1	4.1
8割減免	90	108,671	15.8	3.1
6割減免	5	145,479	13.0	5.2
4割減免	4	141,002	10.1	6.0
2割減免	4	156,859	10.8	8.6
一般世帯	565	143,202	11.0	11.0
分位1全体	681	136,803	11.7	10.0

③道内各市における減免制度の見直しに向けた検討状況(R5年2月現在)

・34市中「制度を見直す予定なし」30市、「制度を見直す予定あり」3市、「未回答」1市

2)検討の結果

・市住入居者と民間借家入居者での家賃負担割合は概ね同程度で公平性は図られており、現在の減免制度により分位1内で、概ね減免割合に応じた傾斜負担となっている。

・減免世帯の家賃負担割合が他の入居者と比較すると低率であるが、現在の制度で家賃負担の軽減が図られ、公営住宅の整備目的である「生活の安定」に寄与していることから、当面は現行の制度を継続するものとする。

ただし、制度のあり方は社会情勢や入居状況などから定期的な検証が必要である。